

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

阿賀町は新潟県の東部に位置し、県都新潟市から東へ磐越自動車道で約 40 分、一般国道 49 号では約 70 分で町の中心部に到着する距離にあり、町の東側は福島県の県境と接している。

本町の基幹道路としては、県都新潟市と福島県を結ぶ磐越自動車道、一般国道 49 号線、東部を縦断して国道 49 号線を環状的に結ぶ国道 459 号線がある。

町内に三川 I C と津川 I C の 2 つのインターチェンジがあり、新潟県と福島県を結ぶ広域交通ネットワークを形成し、東北圏、関東圏外に北陸圏との産業・経済・観光等の交流に重要な役割を果たしている。

本町の人口は、1965 年から現在まで減少傾向にあり、1965 年から 1985 年までの 20 年で約 10,000 人の大幅な減少となり 20,000 人を割っている。2010 年の国勢調査では、13,303 人となり、1965 年に 29,212 人あった人口は 45 年間で半数に減少した。

総人口は、2025 年に 10,000 人を割り、さらに減少を続けて 2040 年には 7,000 人を割って高齢化率は 50% を超えると推測されている。

第 1 次産業への就業人口は、1960 年には 8,246 人を数えたが、それ以降急激な減少を続けており、2010 年には 464 人まで減少している。

第 2 次産業への就業人口は、1970 年から 1995 年までは 4,000 人前後で推移していたが、2010 年には 1,767 人と約 2,200 人の減少となっている。国内製造業の空洞化や建設投資額の減少等、第 2 次産業を取り巻く経済環境の悪化も大きな要因と想定される。

第 3 次産業の就業人口については、大きな変動はなく、2010 年国勢調査では 3,208 人となっている。

また、就業人口比率で見ると 1960 年当時、第 1 次産業が 52.8%、第 2 次産業が 22.8%、第 3 次産業が 24.4% と第 1 次産業の比率が高かったが、2010 年のデータでは、第 1 次 8.5%、第 2 次 32.5%、第 3 次 59.0% と産業割合に変化が生じ、第 1 次産業が大きく減少している。これは、農林業の経営の近代化等による余剰人員の第 2 次・第 3 次産業への移行や、後継者不足による農家の減少が主な理由として挙げられる状態である。

企業の大部分は中小企業であり、経済の国際化や激しい企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少などにより、厳しい経営環境に置かれており、とりわけ人材の確保や設備投資による生産性の向上が課題となっている。

(2) 目標

生産年齢人口の減少などの厳しい事業環境への対応として、幅広い業種に先端設備等の導入を促すことで、本町内全体の労働生産性の向上を図り、中小企業者数の減少に歯止めをかけることを目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし生産効率等の向上を図ることが必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

(2) 対象業種・事業

町内全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納していないものを対象とする。
- ・ 暴力団（阿賀町暴力団排除条例（平成 23 年阿賀町条例第 12 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していない者を対象とする。